

# 令和8年度 京都市立嵐山小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

**ア 委員会名** 嵐山小学校いじめ対策委員会

#### イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・生徒指導主任・各学年の生徒指導委員・養護教諭  
（管理職が必要と認めた場合）教育相談主任・スクールカウンセラー（以下SC）  
スクールソーシャルワーカー（以下SSW）

#### ウ 委員会の役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応  
（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

#### エ 開催時期

定例委員会は、毎月第3週 木曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

#### オ 児童生徒・保護者への周知方法

児童へは5月の憲法月間の集会及び各学級にて周知を行い、保護者へは5月の学校だよりにて周知を行う。

## (2) 教職員の資質向上（校内研修）

### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

### イ 研修の時期・内容等

- ・ 4月、5月、8月、10月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・ 内容は、「嵐山小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート・クラスマネジメントシートの結果を基にした研修」

## 3 学校におけるいじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取り組み

#### ア 学習環境の整備と授業改善

- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・ 全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

#### イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 人権参観等で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科道徳」の学習を実施し、保護者に理解や協力を求める。

#### ウ 体験活動

- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・ 学校行事（運動会や学習発表会）や学級活動を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 高齢者の方との交流や地域の方とのふれあい体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ P T A及び地域と連携した体験活動を通して豊かな心を育む。

#### エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ たてわり活動や交流を通して児童同士の絆づくりを推進する。
- ・ 12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガン等を作成する。
- ・ 異年齢集団の交流を通して、望ましい人間関係の育成を図る。

#### オ 児童へのはたらきかけ

- ・ 学校図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本を設置する。
- ・ 非行防止教室を実施するとともに、その内容を保護者にも伝え、家庭からのはたらきかけを促す。
- ・ 全校集会の場での学校長の講話を通して「いじめ問題」について考える。
- ・ 6月、11月を「教育相談期間」として、いじめ記名アンケート（全学年）を実施し、いじめについて相談しやすい環境を作る。
- ・ 7月、12月に子どもと学校生活を振り返る「振り返り週間」を設け、子どもの頑張りを認め伝えるとともに、6月、11月に実施したアンケート内容の経過観察や児童の困りを聞き出すなど、教育相談期間として児童への相談活動を行う。

## カ 教職員の資質能力向上の取組

- ・日頃より報連相、情報共有の徹底を図る。
- ・教職員研修会を実施し、いじめ防止やいじめ対応について研鑽を積む。

## キ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「嵐山小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業を実施し、PTAの協力を得て、参加の呼びかけをする。

## ク その他

- ・学校評価アンケートに「いじめ」の項目を設定し、その結果を分析して成果と課題を周知する。
- ・PDCAサイクルを用いて点検、改善を図る。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、各学年の生徒指導委員を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

## イ 児童に対する定期的な調査

### (ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名アンケート（全学年）を6月、11月に実施。
- ・クラスマネジメントシート（4年～6年）を6月、11月、2月に実施し、その結果を教育相談期間などの個別面談時や今後の学級経営に生かす。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を設定し、実態の把握に努める。

### (イ) 教育相談の実施

6月、11月に、「教育相談期間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努め、個別面談時などにおいてその結果を保護者と共有する。

## ウ ネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

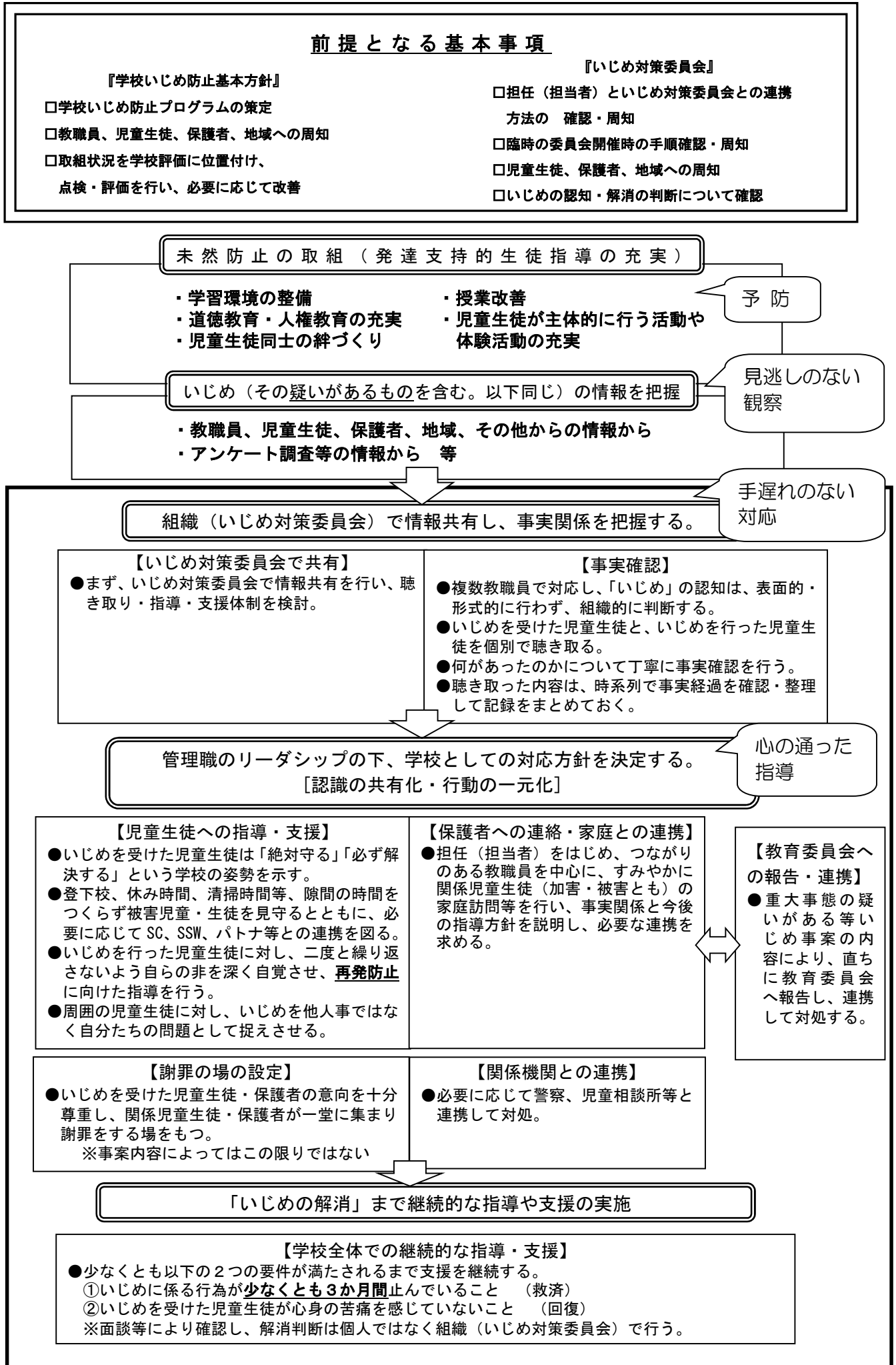
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」「スマホ教室」及び保健学習において、いじめに関わる事例を挙げながら学び、児童の意識を高める。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## 4 いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## (2) <<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>>



### **(3) いじめが発覚したときの対応**

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、気付かないところでいじめが続くこともあるため、継続的に観察し、十分注意を払う。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

## **5 重大事態への対処**

### **(1) 基本的な考え方**

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### **(2) 重大事態が発覚したときの対応**

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## **6 保護者、地域、関係機関との連携**

- ・嵐山小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「嵐山小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からSC、SSWとの連携を密にしておき、定期的に情報を共有する場を設定する。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導委員会① （いじめ対策委員会①） 「年間目標・指導研修の柱の設定」 「いじめ対策委員会の年間計画の作成」</li> <li>職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルによる確認と共有」 「登校支援ハンドブック・生徒指導ハンドブックの活用」</li> <li>生徒指導研修会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「嵐山小のきまり・遊びの約束」 「嵐山小のめざす子どもの姿」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>学級開き</li> <li>全校集会で児童に説明 「具体的な子どもの姿の紹介」</li> <li>児童会あいさつ運動</li> <li>町別児童集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度のいじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有。 (2～6年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観懇談会</li> <li>学級懇談会の中で保護者啓発</li> <li>全校集会で校長から啓発</li> <li>家庭訪問</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導委員会② （いじめ対策委員会②） 「気にかける児童の確認」 「いじめ・不登校児童の確認」</li> <li>生徒指導校内研修会② 「気にかける児童の共通理解」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す</li> <li>生活点検週間</li> <li>スマイル活動</li> <li>スマイルデー・「こころの日」</li> <li>嵐山だよりにて「いじめ・不登校委員会」の広報</li> <li>チャレンジ体験(嵯峨中)</li> </ul> <p>【5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山の家宿泊学習</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法月間「嵐山だより」で啓発</li> <li>家庭訪問</li> <li>学校運営協議会で説明と評価</li> <li>地生連で説明</li> <li>土曜参観日</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導委員会③ （いじめ対策委員会③） 「第1回記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシート①の実施に向けて」 「教育相談期間について」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土曜参観日</li> <li>スマイルデー</li> <li>嵯峨学園小中合同研修会</li> </ul> <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スマホ教室</li> <li>非行防止教室</li> <li>修学旅行</li> </ul> <p>【5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非行防止教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有</li> <li>クラスマネジメントシート①(4～6年)、学年集約と共有</li> <li>教育相談(個別面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>

7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会④ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの結果」 「夏休みの暮らし」</li> <li>・いじめ対策委員会④ 「いじめ・不登校等、気になる児童の確認や手立ての共有」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業前の集会で、夏休みの暮らしについて話をする。</li> <li>・町別児童集会</li> <li>・スマイルデー</li> </ul> <hr/> <p>【4年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケータイ教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回記名式アンケートの結果共有</li> <li>・クラスマネジメントシート①の（4～6年）の結果共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童と振り返り</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑤ （いじめ対策委員会⑤） 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しとPDCAサイクルによる確認」 「いじめ防止プログラムの見直しとPDCAサイクルによる共有」</li> <li>・生徒指導研修会② 「いじめについての情報共有と連携」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有PDCAサイクル」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季校区内見回り</li> <li>・夏休み明けあいさつ運動</li> <li>・嵯峨学園小中合同研修会</li> <li>・生活調べ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SC・SSWとのケース会議における児童情報の共有</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑥ （いじめ対策委員会⑥） 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」 「いじめ・不登校等、気にかける児童の経過の共有」</li> <li>・学校評価（前期）の実施①</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイルデー</li> <li>・児童集会</li> <li>・スマイル活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参観懇談会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑦ （いじめ対策委員会⑦） 「第2回記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシート②の実施に向けて」 「気にかける児童の手立てと変容について」</li> <li>・職員会議 「学校評価（前期）の結果の共有」①</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・スマイルデー</li> </ul> <hr/> <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嵯峨中パレード参加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会で説明と評価</li> <li>・保護者懇談</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑧ （いじめ対策委員会⑧）</li> <li>・生徒指導校内研修会③ 「人権啓発授業に向けた研修会」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会</li> <li>・スマイルデー</li> <li>・嵯峨学園小中合同研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有</li> <li>・クラスマネジメントシート②の（4～6年）の結果共有</li> <li>・教育相談週間（個別面談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地生連で説明②</li> </ul>

12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑨ （いじめ対策委員会⑨） 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しとPDCAサイクルによる確認」 「冬休みのくらしについて」</li> <li>・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しとPDCAサイクルによる共有」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会</li> <li>・人権標語の作成と発表</li> <li>・スマイルデー</li> <li>・冬季休業前の集会で、冬休みのくらしについて話をする。</li> <li>・町別児童集会</li> <li>・あいさつ運動</li> </ul> <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嵯峨中体験授業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権月間「嵐山だより」で啓発</li> <li>・児童と振り返り</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑩ （いじめ対策委員会⑩） 「9月～12月いじめ事案の経過」 「第3回記名式アンケートの実施に向けて」</li> <li>・学校評価（後期）の実施②</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み明けあいさつ運動</li> <li>・持久走記録会</li> <li>・人権参観懇談会</li> <li>・スマイルデー</li> <li>・生活調べ</li> <li>・スマイル活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権参観懇談会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会⑪ （いじめ対策委員会⑪） 「クラスマネジメントシート③の実施に向けて」 「クラスマネジメントシート③の結果」 「第3回記名式いじめアンケートの結果」</li> <li>・職員会議 「学校評価（後期）の結果の共有」②</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイルデー</li> <li>・スマイル活動</li> <li>・授業参観・懇談会</li> <li>・作品展</li> <li>・入学説明会・半日入学</li> </ul> <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回記名式アンケートの実施、学年集約と共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年入学説明会で校長から講話</li> <li>・授業参観</li> <li>・学級懇談会の中で保護者啓発</li> <li>・学校運営協議会で説明と評価</li> </ul>

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。